

環境秘発第 060609001 - 2 号
平成 14 年 7 月 29 日制定
平成 18 年 6 月 9 日改正

環境省インターンシップ研修生受入れの試行に関する実施細則

大学等に在籍する学生をインターンシップ研修生として環境省において受け入れることに関し、実施細則を以下のとおり定める。

環境省大臣官房長

(研修生の受入れ)

第 1 条 研修生の受入については、派遣大学等の長から提出された協議書をもとに受入部局及び地方環境事務所（以下「受入部局等」という。）において面接を実施し、その可否を決定する。

(研修生の受入課室)

第 2 条 研修生の研修を行う課室（以下「受入課室」という。）は、受入部局長等が決定する。

(研修生に対する指導等)

第 3 条 受入課室は、研修の円滑かつ適切な実施を図るため、当該課室内において、その受入れる研修生の指導、監督、助言等を担当する職員（以下「研修指導官」という。）を指名する。

2 研修指導官は、原則として課（室）長補佐とする。

3 研修指導官は、派遣大学等の長から研修結果について報告を求められたときは、これを作成し、派遣大学等の長及び受入部局長等並びに大臣官房秘書課長に報告書を提出する。

(受入課室の役割)

第 4 条 受入課室は、研修に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品を準備し、研修生に供用する。

(休暇)

第 5 条 研修生は、原則として研修期間中に年次休暇を取得することはできない。

(雑則)

第 6 条 実施要領及びこの実施細則に定めるもののほか、当該研修の実施に際し
必要な事項は、派遣大学等と受入部局等が協議のうえ別途定める。

(施行)

第 7 条 この実施要領は平成 1 8 年 6 月 9 日から施行する。